

【施設等利用給付認定に必要な添付書類一覧】

■保育を必要とする事由を証明する書類（①～⑩の事由ごとに、必要書類を提出）

※保育を必要とする方（新2号、新3号認定）が対象

No	保育を必要とする理由	必要書類
①	<p>就労 給付認定期間：就労している期間 <u>※月の就労時間が 80 時間に満たない場合は就労での認定はできません。</u></p>	<p>○就労証明書 記載内容の確認のため事業所に直接電話する場合があります。 ※自営業で記載の場合、課税台帳にて営業所得の有無・専従者給与の有無を確認します。なお、自営業の協力者、補助者の場合、給与明細書もしくは出勤簿の写しも添付ください。（対価の発生しない労働は就労とみなしません。）また、事業開始初年度は、営業許可証の写しも添付してください。 ※内職の方は、発注書の写しも添付ください。</p>
②	<p>妊娠、出産 給付認定期間：予定日をはさんで前後8週間目の月（最長5か月）</p>	<p>○母子健康手帳の写し （氏名、出産予定日が記載されているページ）</p>
③	<p>保護者の疾病、障害 給付認定期間：保育が必要と認められる期間</p>	<p>○診断書 ○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○療育手帳</p>
④	<p>同居者の介護・看護 同居する親族で長期入院等している親族の介護・看護（同居する親族で、他に介護者等がない場合に限る） 給付認定期間：保育が必要と認められる期間</p>	<p>○被介護者、看護者の診断書等 ○介護、看護の状況等が分かる書類 （障害者手帳もしくは介護保険証など）</p>
⑤	<p>災害復旧 給付認定期間：保育が必要と認められる期間</p>	<p>○申立書 ○り災証明書等</p>
⑥	<p>求職活動（就労内定者・起業準備を含む） 給付認定期間：認定日の初日から90日目にあたる月の末日まで（最長3か月）</p>	<p>○求職活動申立書（南陽市の様式で提出） ※起業の場合、開業準備がわかる書類も添付 ※内定の方は、内定通知書も添付するか、もしくは就労証明書のみを添付</p>
⑦	<p>就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） 給付認定期間：保育が必要と認められる期間</p>	<p>○在学証明書 ○学生証</p>
⑧	<p>虐待やDVのおそれがあること 給付認定期間：保育が必要と認められる期間</p>	<p>○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等</p>
⑨	<p>すでに教育・保育施設等を利用している子どもで、両親の育児休業中に継続利用が必要（継続利用児童のみ）</p>	<p>○就労証明書（南陽市の様式で提出）</p>
⑩	<p>その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	<p>○市が必要と認める書類（各事由ごと）</p>